

令和元年9月7日(土)
午前10時00分～午前11時30分
昭島市立富士見会館第二・三集会室

立川市新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会 議事概要

参加者

【市側】

(ごみ減量化担当部)

ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長、ごみ対策課長、

新清掃工場準備室調整係長、建築係長、設備係長、建築係員1名、設備係員1名、

ごみ対策課職員1名

合計10名

【住民側】21名

合計21名

開会

司会

それでは、お時間となりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しいところ説明会にご参加いただきましてありがとうございます。

初めに、本日の説明会におきましては、議事録の作成ですとか情報発信に必要なため、職員がカメラ撮影を皆様のお顔を写さない形で、後方から撮影させていただきますことと、説明会の様子を録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

それでは、ただいまより、新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会を開催させていただきます。

初めに、ごみ減量化担当部長の野澤よりご挨拶を差し上げたいと思います。部長、よろしく申し上げます。

部長挨拶

ごみ減量化担当部長

皆様、おはようございます。立川市でごみ減量担当部長をしております野澤と申します。本日はよろしくお願いいたします。また、本日はお忙しい中、新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会にご参加いただきましてまことにありがとうございます。

新清掃工場につきましては、本日までに数回説明会を開催しておりますけれども、本日の説明会は、先般6月26日になります立川市議会、本会議の場で、事業者との契約議案というものが可決いたしまして、翌日の6月27日契約の締結に至りました。事業者から提出されました事業内容、現在は来年度を予定しております本体工事の詳細設計を進めております

ので、きょうお示しできるのは概要ということになりますけれども、そのあたりを中心に説明させていただくものでございます。

特に、新清掃工場の整備に当たりましては、いわゆる仕様書発注や設計図をつくったりする発注ではなく、性能発注という手法をとっておりますので、今まで施設の具体的なイメージをお示しできるようなことができませんでしたけれども、このたび、外観パースなどにより、その施設概要をお示しするという環境も整ってきたというところでございます。

本日、お手元の資料、パワーポイントを印刷したものですけれども、こちらにお示しておりますように、大きく三つの内容をご説明させていただきます。1点目は、事業者選定までの経過、これが本年6月までの経過です。2点目が、樹木伐採及び不発弾調査、これ本年2月に事前に説明会を開催させていただいたもののご報告でございます。3点目が、整備運営事業ということで、施設整備の概要、また運営業務の概要をご説明させていただきます。

なお、資料の3-6に準備工事の概要ということでお示しさせていただいておりますけれども、これは来年7月に予定をしています本体工事それまでの間に、現地のほう汚染土壌の撤去などで現場が動き出しますので、その作業内容についても本日ご説明させていただくものでございます。

以上、事業概要をご説明させていただいた後に質疑応答の時間をご用意しておりますので、何かご不明な点がございましたら、ご質問のほどよろしくお願いたします。

それでは、本日、よろしくお願いたします。

出席者紹介

司会

ありがとうございました。続きまして、本日の説明会に出席させていただいております、立川市側の職員をご紹介します。

改めまして、ごみ減量化担当部長の野澤です。本日はよろしくお願いたします。

新清掃工場準備室長の卯月でございます。よろしくお願いたします。

清掃事務所長鎌田と申します。よろしくお願いたします。

ごみ対策課長の鈴木です。どうぞ、よろしくお願いたします。

建築係長の二橋と申します。よろしくお願いたします。

設備係長村野です。よろしくお願いたします。

続いて、新清掃工場整備運営事業の受注者になります、荏原環境プラント株式会社です。

荏原環境プラント、佐瀬と申します。よろしくお願いたします。

荏原環境プラント、内田と申します。よろしくお願いたします。

荏原環境プラント、江口と申します。よろしくお願いたします。

同じく、吉川建設株式会社です。

吉川建設の谷口と申します。よろしくお願いたします。

吉川建設の平澤です。

吉川建設の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

最後に、私は、今回の司会を務めさせていただきます、調整係長の藤野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

説明

司会

本日の説明会につきましては、市の広報などでもお知らせしておりますけれども、新清掃工場整備運営事業の契約締結に伴い、事業の経過ですとか施設整備、運営業務の概要などについて、周辺住民の方へご説明することを目的としております。説明の後に質疑応答の時間を設けておりますので、ご質問等につきましては、そのときをお願いいたします。

また、会場の関係もございまして、会全体としましては、1時間半程度、おおむね午前1時半をめどに終了いたしますので、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

続きまして、室長の卯月より、パワーポイントを使って事業のご説明をいたします。画像のほうを見やすくするために、前方の照明若干落とさせていただきます。

それでは、室長よろしくお願いいたします。

室長

それでは、事業概要につきまして、私卯月のほうからご説明させていただきます。本日の事業概要説明会につきましては、平成25年2月に新清掃工場の建設候補地の公表以降の取り組み、また今後の予定について皆様にご説明するために開かせていただいております。

昨年の10月に新清掃工場整備運営事業につきまして入札告示し、平成31年4月に代表企業を荏原環境プラント株式会社とした応募グループが落札者として公表しております。令和元年6月に事業に関係する契約を同グループと契約いたしました。立川市は、本日も説明する内容で施設整備を行い、また施設の運営を行うこととしております。限られた時間とはなりますが、新清掃工場整備運営事業の事業概要について、本日も説明するものでございます。

画面をご覧ください。資料では2ページ目になります。本日は、事業者選定までの経過、2点目に、樹木伐採及び不発弾調査について、3点目に、整備運営事業について、順におつてご説明させていただきます。

それでは、ページを一つめくっていただきまして、ページ番号4と振ってあるところをご覧ください。画面とあわせてご覧ください。本日の説明会は2019年の場所に点線が示してございます。この部分になります。左側は、これまでの事業の取り組みの経過となります。

スケジュール表の1段目、新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方を最初に公表しております。この基本的な考え方を踏まえ、2段目の新清掃工場整備基本計画を策定しております。3段目にある都市計画決定につきましては、ごみ焼却場を都市計画施設として

位置づけるために都市計画決定をしたものとなります。4段目の、生活環境影響調査は周辺環境への影響の予測評価をするものとなります。

これらの事務を進めるに当たりまして、節目において説明会を開催しております。5段目は、新清掃工場整備運営事業の事業者選定に関する事務となります。昨年の10月に事業について入札告示し、入札結果を踏まえ、本年6月に事業者と事業に関する契約を締結しております。6段目は、樹木伐採。7段目は、不発弾調査の実施時期となります。この2項目については、後ほどご説明させていただきます。8段目と9段目は、本日の説明会以降の事業となります。今後実施する新清掃工場施設整備工事と施設整備完了後に開始する新清掃工場運営業務となります。

次に、資料では5ページになります。画面とあわせてご覧ください。事業者選定までの取り組みをご説明いたします。事業スケジュールでご説明したとおり、各事務を実施した時期について、簡単にご説明させていただきます。平成27年12月に新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方を公表しております。平成28年1月、2月に2回の説明会を開催しております。基本的な考え方を踏まえ、学識経験者、専門家、関係団体等をもって組織した新清掃工場整備基本計画検討委員会を設置し、新清掃工場の基本仕様、事業方式、発注方式などを検討し、平成29年3月に立川市新清掃工場整備基本計画を公表しております。この整備基本計画につきましては、平成29年5月、6月に計3回の説明会を開催しております。平成31年4月には、平成28年から調査を行ってまいりました生活環境影響調査について調査書を公表いたしました。新清掃工場による影響の予測結果は環境基準などの目標値を下回る結果となっております。調査結果につきましては、平成30年4月に3回の説明会を開催しております。この説明会では、平成30年9月に都市計画決定したごみ焼却場や立川基地跡地昭島地区地区計画、用途地域の変更などについてもあわせてご説明する形をとっております。平成31年3月から令和元年7月に、事業を円滑にするために必要となる樹木伐採及び不発弾調査を行っております。樹木伐採と不発弾調査を実施するに当たりましては、平成31年2月に樹木伐採及び不発弾調査に関する説明会を開催しております。新清掃工場整備運営事業につきましては、平成30年10月に入札告示をし、31年4月に新清掃工場整備運営事業に関する落札者を公表し、令和元年6月に契約を締結しております。ここまでの経緯になります。

次に、樹木伐採及び不発弾調査について、ご説明させていただきます。画面をご覧ください。あわせて資料は7ページになります。ことしの2月に説明会を開催し、樹木伐採及び不発弾調査についてご説明し、順次作業を行っております。

初めに樹木伐採についてでございます。樹木伐採は、平成31年3月の中旬から4月の末に実施しております。2月の説明会でご説明した存置樹木の条件、汚染土壌撤去に支障のない樹木、不発弾調査に支障がない樹木、外来種に該当しない樹木、樹形が良い樹木、樹勢が良く管理に支障がない樹木等の条件を満たした樹木と既存構造物があり伐採できない樹木を伐採せず残しております。結果といたしまして、画面に表示があるとおり、35本

の樹木が敷地内に残すことができました。このうちの8本については、今後工事を行う上で支障が出てきますので、敷地内で工事の支障のない部分に仮移植をする予定でございます。対象樹木は画面上では赤い表示になっている樹木になります。次の8ページを画面とあわせてご覧ください。現地に残っている樹木の写真となります。樹形、樹勢が良く管理に支障がない樹木を残すとしておりましたが、実際、樹形等については、余りよくないような樹木がほとんどでございました。今後、敷地北側の整備までの状況を見ながら、活用方法をしっかりと検討していきたいと考えております。

次に、不発弾調査の内容のご報告でございます。画面とあわせて9ページをご覧ください。建設地は、立川基地跡地でございます。第二次大戦中に空襲を受けた経過があります。新清掃工場の整備に先立ちましては、工事の安全の確保を図ることを目的として、地中に残存している可能性がある不発弾等の調査を実施したものでございます。探査は250キロ爆弾の可能性のある磁気量7マイクロウエバー以上の磁気量を対象として、その位置を発見することを目的としています。結果といたしまして、磁気異常点は103点、そのほかに面的な広がりを持つ異常密集の磁気異常が3区画あることが判明しております。磁気異常点が不発弾ということではなく、250キロ爆弾の可能性のある磁気量が検出されたということになります。今後、異常物の有無の確認を行いながら、準備工事や施設整備工事を進めることといたしております。画面と資料は10ページをご覧ください。画面の左側の図は磁気異常点、異常密集の磁気異常の分布状況を示しています。画面では、非常に磁気異常点は見づらいかと思いますが、異常密集の磁気異常の3区画は青い線で囲われている範囲となります。右の写真は、昭和49年の航空写真となります。点線は建設地をこの写真に重ねたものになります。建物やコンクリートで覆われている部分と異常密集の磁気異常の分布範囲がおおむね重なっており、調査の結果荷影響を及ぼしていることが想定されます。異常点や異常密集の磁気異常の区域については、掘削作業の中でしっかりと確認してまいります。ここまでが不発弾調査と樹木伐採のご報告になります。

次に、3といたしまして、整備運営事業についてご説明いたします。資料では12ページとなります。画面は、建設用地の位置図となります。建設用地は、立川基地跡地の西側に位置しております。平成23年3月に都市計画決定した立川基地跡地昭島地区土地区画整備事業地の事業区域内に存在しております。地番でいいますと、立川市泉町と昭島市もくせいの杜となります。面積は約2.4ヘクタールとなります。

画面とあわせて13ページをご覧ください。立川市の新清掃工場整備基本計画では、新清掃工場は、環境負荷のさらなる低減を図る施設、安心・安全で安定した施設、エネルギーの有効活用を推進する施設、大規模災害時に機能が損なわれない施設、市民から親しまれる施設を目指す施設として整備することとしております。この計画の具現化のために整備運営事業の発注条件として、市が求める新清掃工場の性能等を定める基準仕様書に要求水準として反映しております。画面とあわせて資料の14ページをご覧ください。環境負荷のさらなる低減を図る施設とするための条件といたしまして、排出ガスの厳しい自主基準を

定めてございます。この基準は近隣他団体と比較して、同水準かさらに厳しい自主基準を定めています。特に施設規模から見た場合、ばいじん量、ダイオキシン類については、他の施設と比較しても厳しい基準と考えております。画面とあわせて15ページをご覧ください。安心・安全で安定した施設とするための条件といたしまして、緊急時対応マニュアルを初めとしたマニュアルや各種計画を策定して、万一の事態に備えた運営を行うこととしております。

次に、エネルギーの有効活用を推進する施設としての条件となります。ごみ焼却場は、発生する焼却物を焼却する施設となります。新清掃工場では、ごみを焼却いたしますが、燃焼ガスの冷却に廃熱ボイラー方式を採用し、焼却時の熱で蒸気をつくり、蒸気タービンより発電を行いエネルギーを生み出します。廃熱ボイラーは、図では高温高圧ボイラと記載しております。図のようなプロセスを通して、ごみを燃やします。まず、燃やしたところで、ボイラーで熱をとります。その後、さまざまな排ガスの処理の行程がありますが、そのほかにつくった蒸気を使いまして、一番右のほうにあります高効率タービンの採用というところがございますが、ここで発電タービンを回しまして発電をするというプロセスをとります。次に、画面とあわせて16ページをご覧ください。大規模災害時に機能が損なわれない施設とするために、本施設では震災対策として耐震性能を確保し、浸水対策として主要部分を想定浸水高さ以上に整備することとしております。また、地震発生時に加速度250ガルを測定計測した場合には、自動的に焼却炉の運転を停止します。停電時でも焼却炉の停止や再稼働に必要な電力を供給することができるだけの非常用発電機を備えることとしております。さらに、断水対策といたしまして、プラントに必要な用水を3日間分確保することとしております。また、井水の利用についても調査することとしております。これらの対策によりまして、大規模災害が発生した場合にも、速やかに施設を再稼働させるとともにエネルギーの供給ができる施設となります。本施設では、見学者説明室、そのほか会議室等を設置することとなっておりますが、これらについては、今後整備を行います防災機能を持つオープンスペースを含めて、災害時に他の自治体から派遣される応援職員の受け入れ拠点として活用することを想定しております。画面とあわせて資料17ページをご覧ください。市民から親しまれる施設とするために、新清掃工場では、見学者ルートを設け、気軽にごみ処理の仕組みを学べる環境を整えることとしております。

また、パンフレットやアプリを使用して、施設について理解しやすい工夫を行う計画としております。施設の形状は機能から決まってくるシンプルなものとなりますが、色彩や細部の造形、敷地の植栽などにより、周辺と調和のとれた施設整備を行う計画としております。また、長期にわたり、また関係機関においても適切に管理し、環境の維持に努めることとしております。

画面とあわせて資料の18ページをご覧ください。事業者選定の経緯についてでございます。今回の事業は民間企業の経営能力や、技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業をDBO方式により発注しております。DBO方式は施設の運営を踏まえた設計を行い、

施設整備を実施いたします。立川市では、本入札において申請の排除を目的として、価格競争により入札を実施しております。

平成30年10月2日に入札を告示し、平成31年1月29日に開札、最低価格を入札した事業者を落札予定者といたしまして、立川市新清掃工場事業者選定審議会により落札予定者が提出した事業提案書を審査し、4月15日に基準仕様書に示した要求水準を満たしている旨の答申を受けております。この答申を受け、4月23日に落札者を公表し、令和元年第2回審議会定例会の6月26日に契約期限を上程し可決されたことから、翌27日に事業に関する契約を締結しております。画面とあわせて資料19ページをご覧ください。今回の事務は、荏原環境プラント株式会社と吉川建設株式会社のグループにより構成される企業グループにより落札されております。今回の事業に関する契約は、施設整備請負契約、運営業務請負契約とここには記載がございませんが二つの契約を結びつける基本契約から構成されております。基本契約は、この事業が整備から運営まで一括で行うことを担保するための契約となります。契約金額は税込みで、施設整備請負契約が108億1,300万円、運営業務委託契約が76億5,600万円、総額184億6,900万円となります。事業は、令和元年6月27日から令和5年2月28日までの期間に施設整備を行い、運営業務は令和5年3月1日から令和25年3月31日までの契約となっております。

資料20ページをあわせてご覧ください。施設整備は、荏原環境プラント株式会社と吉川建設株式会社に構成される荏原・吉川特定建設工事共同企業体により施工いたします。契約の設計工事期間は、令和元年6月27日から令和5年2月28日までで、施設整備工事の契約金額は、先ほどご説明したとおりとなります。施設は、1日当たりの処理能力60トンの焼却炉を2基備え、1日当たり120トンの焼却能力を持つ施設となります。建物は地上5階、地下1階、高さは約29メートル、建築面積は約4,230平米、延べ床面積は約7,810平米の計画となっております。煙突の高さは、新清掃工場整備基本計画で決めたとおり59メートルとなります。建物の基本的な形状や配置計画は、これからご説明いたしますが、細部につきましては、今後設計を進める中で決定してまいります。

画面とあわせて資料は21ページをご覧ください。配置図のとおり、焼却等のごみ処理に要する施設は、建設用地の南側に配置する計画となっております。建設用地は、立川飛行場における空域制限を受け、高さ45メートルの制限を受けております。そのため、高さ59メートルの煙突は、その制限を受けない範囲での整備となります。

資料は22ページをご覧ください。新清掃工場ではごみの受け入れをし、焼却のために一時貯留し、焼却するための施設と業務を管理するための諸室が必要となります。また、新清掃工場の環境学習のために見学者がごみ処理の流れを学ぶ見学者ルートの整備も条件としております。画面は1・2階の平面図となります。施設は一般の方が安全に気軽に見学できる見学者ゾーンと工場管理エリアのゾーンに分けてございます。画面の緑色の範囲が見学者ゾーンとなります。利用時間内であれば、基本的に自由に施設を見学できるような運営を計画しております。斜めのハッチが入った範囲が工場管理エリアとなります。事

務室や施設の運転管理に関する範囲となります。施設の安全管理や情報管理などの必要性から、一般の方の立ち入りできない範囲となります。このようにセキュリティーゾーンを明確化することにより、見学者の安全の確保や施設運転上の安全の確保、セキュリティーの確保に配慮した施設計画としております。画面とあわせて資料は23ページをご覧ください。3階と4階の平面図になります。管理棟の屋上は緑化して施設見学者の入れるようにする計画でございます。工場棟については、工場管理エリアとなり、一般の方の立ち入りはできないこととなります。次に、資料24ページと画面をご覧ください。工場棟の4階、5階の平面図となります。こちらも工場管理エリアとなり、一般の方の立ち入りはできないものとなります。次、25ページをあわせてご覧ください。工場棟の屋上と地下の平面図となります。工場管理エリアとなりますので一般の方の立ち入りはできません。地下につきましては、雨水貯留ピットを整備し、雨水利用や雨水の流出抑制を図るための施設となっております。

資料は26ページになります。見学者動線の計画図になります。矢印に示している線が見学者ルートとなります。管理棟の1階から入ってごみ処理の流れを、ごみの受け入れをするプラットフォーム、ごみを貯留するごみピット、施設の運転を管理する中央制ご室、ごみを焼却する炉室、余熱によりつくった蒸気を使用して発電となる蒸気タービン発電室を順を追って見学できる計画としております。

次に、資料は27ページでございます。各階平面図で施設に必要な諸室についてご説明いたしましたが、外観パースでは施設をおさめる建物の外観エクステリアをご覧ください。各階平面図で示したとおり、施設の設備や諸室は無駄なく計画され、これらをおさめる建物はシンプルな外観となっております。周辺の昭和記念公園を初めとした緑や周辺の建物との調和をとることを条件とし、必要と考えております。建物の形状は機能配置から決定されますので、今回は色彩や植栽などにより、周辺環境と可能な限り調和を図りたいと考えております。

本日は、鳥観図と人の視点からの外観パースを4種類用意してございます。今、画面に出ておりますものは、鳥観図で鳥の視点から見た図と外観パースの視点を示した平面図となります。それでは、外観パースをご覧くださいと思います。

パースの01は、国営公園の支線から建設用地につながる道路からの景観となります。パースの02は、残堀川沿いの河川の管理用通路から施設を見た景観となります。パース03は、西武蔵野バス停付近から見た景観となります。パース04は、泉町西公園付近からの景観となります。立川市は景観団体となっておりますので、今後はこれらについて景観審議会に諮りまして、意見をいただき、それに必要な対応をとることにより、さらに周辺との調和について検討を行い対応を図っていく予定でございます。

次に、日影図になります。資料では29ページでございます。日影図は、最も影が伸びる冬至日の日影図になります。大部分の影は、ご覧いただくとわかりますが、敷地内もしくは周辺の公共施設の敷地内に落ちることになりますが、煙突については朝と夕に住宅地に

影が落ちる時間帯が若干生じることが資料からわかるかと思えます。

次に、運營業務の概要でございます。資料では30ページとなります。運營業務は、荏原環境プラント株式会社が100%出資する株式会社たちかわEサービスが管理受託します。契約は、委託期間を令和元年5月31日から令和25年3月31日までとしており、繰り返しとなります。契約金額は先ほどご説明したとおりとなります。運營業務委託は、たちかわEサービスが搬入ごみの受け入れ、施設の運転・保全・保守管理、補修工事、更新工事、保全工事、本施設の防災、防犯管理、警備と施設の運営を一括して行います。次に、本施設の運営と施設の利用時間でございます。現在の計画では、一般の市民の方の利用時間につきましては、ごみの受入は月曜日から金曜日の朝の8時30分から12時と、午後13時から16時。施設の見学については、基本的に毎日9時から17時。行政が使っていない場合に貸し出しを予定している会議室につきましては、月曜から日曜日の9時から21時の計画としております。その他の方の利用時間、これにつきましては、ごみの収集業者や許可業者の搬入時間となります。ごみの受入につきましては、月曜日から金曜日の8時から16時、土曜日が8時から12時となっております。なお、ごみの焼却処理につきましては、24時間連続で行います。

ここまでが事業の大きな流れですが、ここからご説明する準備工事につきましては、直近に入ります内容になります。資料では32ページとなります。画面とあわせてご覧ください。準備工事につきましては、説明会を速やかに着手することとしております。新清掃工場については、令和2年7月に本体施設の工事に着手計画するとしております。その準備といたしまして、ことしの3月から4月に樹木の伐採をし、不発弾調査を行っております。準備工事のスケジュール表に記載のとおり、準備工事では、建設用地に残っている伐採した樹木の根の伐根、工事の支障となる樹木の移植、舗装、側溝、地下構造物、小屋などの既存構造物の撤去、そのほかに汚染土壌の撤去などを行います。1段目に仮設工事と記載があります。9月中旬から10月末に予定している仮設工事は、樹木の伐根・移植、既存構造物の撤去・整地、汚染土壌の撤去・整地に先立ち、建設用地周囲に仮囲いを設置し、仮設事務所を整備することを主な内容としております。仮囲いの設置後に、2段目から4段目に記載があります樹木の伐根・移植、既存構造物の撤去・整地、汚染土壌の撤去・整地を行います。これらの撤去物の搬出につきましては、4トン車及び10トン車を中心に行うこととなります。搬出台数は時期により前後しますが、1日当たり最大で60台程度と想定しております。また、並行して5段目にございます不発弾調査に伴う異常点の確認を行ってまいります。樹木の伐根・移植、既存構造物の撤去・整地、汚染土壌の撤去・整地が一定程度進んだ後、令和2年5月の中旬から6月末にかけて実施する仮設工事では、本体工事に向けて仮設設備を変更する工事を行います。これらの作業は原則として、月曜日から土曜日までの午前8時半から5時までの予定としております。なお、朝礼などにつきましては、午前8時から行う予定でございます。

画面とあわせて資料の33ページをご覧ください。仮設設備の概要となります。9月中旬

から10月末に予定する準備工事では、まず仮囲いを設置いたします。仮囲いは国営公園の支線は道路に沿って、残堀川沿いは残堀川の管理用通路に沿って、南側は調節池の敷地に沿って仮囲いを設置いたします。北側には、敷地に沿って汚染土壤があることから、北側の公園を一部お借りしまして、仮囲いを設置します。仮囲いの設置や仮設事務所の設置完了後の11月から伐根、既存構造物の撤去、汚染土壤の撤去を行います。これらの作業が一定程度進んだ令和2年5月中旬以降に本体施設の着手に向けての仮設設備の変更を行います。このときに北側の公園をお借りしている仮囲いについては、敷地に沿って設置をし直します。また、敷地内に本体工事のための仮設事業所や資材置き場、駐車場を整備いたします。これらの準備が全部整った後、本体施設の整備に着手いたします。画面の左側が、準備工事のための仮設設備の計画図となります。画面の右側が、本体施設の整備のための仮設設備の計画図となります。次に、仮設設備のイメージをご覧ください。工事敷地への立ち入りは危険なため、一般の方が立ち入れないように、画面のような仮囲いやゲートを設置いたします。また、工事の週間工程を掲示するとともに、工事で発生する騒音、振動について騒音振動計を設置し、発生状況をお知らせいたします。

次に、各種撤去物になります。写真は撤去物の一例となります。樹木の切り株、既存構造物など、現在確認できる撤去物の一例となります。このほかに、地下に隠れている構造物についても基本的に撤去いたします。不発弾調査の結果や過去の航空写真から地下に構造物が隠れていることが考えております。画面の下にあります写真は撤去工事で使用する機械の一例です。このほかにブレーカーなど撤去物にあわせて必要な機械、重機類を使用いたします。基本的に機械、重機類につきましては、低騒音、低振動型の機械の機種を使用いたします。

資料は36ページになります。建設用地内に存在する汚染物質についてでございます。汚染物質は鉛となります。汚染土壤の分布は主に敷地の北側となります。汚染区域につきましては、1辺10メートルの正方形の区画が43区画ございます。ただ、一部区画については、既に土地区画整理事業において処理済みとなっておりますので、建設用地の汚染区域の面積はおよそ4,200平米、土量といたしましてはおよそ4,500立米となります。これらの撤去につきましては、東京都土壤汚染対策指針の定めによりまして、汚染拡散防止計画を作成し、計画に基づき処理を行います。次に、各種撤去物の搬出ルートになります。撤去した樹木の根や既存構造物、汚染土壤の搬出は、画面の地図の点線の道路を使用する計画です。国営公園に支線を経由して幹線道路を使用して搬出いたします。工事車両は国営公園の支線から建設地に右折で進入し、左折で退出することとなります。

ここまでの、事業概要の説明となります。なお、来年令和2年7月に着手を計画としております本体施設につきましては、工事着手前の令和2年6月ごろに工事説明会の開催を予定しております。

説明は以上でございます。

質疑応答

司 会：続きまして、質疑応答に進めさせていただきます。ご質問等がある方は挙手をお願いいたします。私のほうでご指名いたしますので、その後に発言なさってください。質問の内容などがほかの方にも聞こえるようにマイクのほうを職員がお持ちしますので、マイクを通して続いてお話してください。質問が終わりましたら、マイクのほうは職員にお返し願います。それでは、質問のある方、今、先ほど挙手された方をお願いします。

住 民：先ほど説明されたページは29に日影図があるんですけどね。私が住んでいる住宅がここにあるんですよ。はっきり言いましてね。これ8時ですか。もっと前の7時からですね10時まで。これもっと細かく出してくれませんかね。10分おきでいいですから。どのぐらい私の住宅にこれかかってくるか、はっきりさせたいんですよ。今出せないんだったら、改めて、おたくさんのほうで計算してもうデータは持っているはずだから、直接私の家に届けてくれてもいいし。これちょっと教えてください。

それとですね、これ私、パースを見ているんですけど、写真を見ても煙突がかなり圧迫感があると思うんですよ。私のこの住宅から見てですね。この圧迫感も含めて。

もともと私はこの清掃工場に対しては反対です。私が反対する根拠はですね、立川市民のやっぱり意向があるんですよ。そこのことと清掃工場は現在地はあれですね、今、全体稼働しているところはありますよね。立川市さんの。その清掃工場に市民の方皆さん反対しているんですよ。早く出て行ってほしいと。なぜなのかと聞いたならば、やっぱり約束を守らない。それで契約もちゃんとしていると。何年には出て行ってほしいと。それすら守ってないと。やはり清掃工場に運搬してくる車両とか、さまざまな問題が出てきていると。やはりいろんなことを含めて、これ日常茶飯事ですから、そういう意向を私も聞いてましたんでね。何でこちらに持ってきたかというのもあるんだけど。私は立川市民のその以降も含めて今までの経緯をいろいろ私も聞いているから。なぜこんなこっちへもって来たんだよと。私は大反対です。

司 会：ただいまの質問ですけども、3点あったかと思えます。日影図をもう少し細かいものを見たいということが1点。次に施設の煙突については圧迫感があるということが一つ。もう一つは、立川市がなぜ今の敷地に移転してくるのかということを変更して聞きたいということよろしいですか。

住 民：反対ですけども。それとあともう1点。煙突の色彩。色彩をちょっと詳しく述べてください。

司 会：じゃあ、4点目で、色彩をもう少し詳しい形で知りたいということですね。

室 長：まず、日影図につきましては、これ建築基準法の中で必要なものとして、つくっているものになります。建築基準法上は、今、2本伸びている長い煙突の部分は基準法上、必要ないのですが、影響があるということで入れさせていただいております。日影図については、今後検討させていただきます。

住 民：検討するってどういうこと。説明してくださいよ。

室 長：本日はございませんので。

住 民：約束してくださいよ。いつくれますか。

室 長：日時は今ここでちょっとお約束はできませんので、また何らかの対応をとった形でご連絡させていただきます。

住 民：はっきりしてください。日時はいつにしますか。だって、計算もデータも全部出ているはずだから。

室 長：正直、ものが。今そういうものは法的に必要なものなので、準備してないです。ですから、その辺について、やるにしても何日、どのぐらいかかるかというのは、今ここでお答えできないので、改めて連絡させていただきます。

住 民：いつですか、連絡は。

室 長：連絡先をいただいて、来週のどこかで連絡させていただきます。

住 民：じゃあ、あらかじめ帰ったら連絡します。そうします。これ終わってから。

室 長：そうですね。

司 会：説明会終わった後に私のほうでちょっと連絡先をお伺いしたいと思いますので、そのときにまた細かいデータだとか、どういうふうにとすることはお話をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

住 民：私たちも知りたいですけど。出ますよね、1週間ぐらいで。ここで約束したほうがいいのかと思いますよ。出ないんですか。

住 民：いや、これ計算データ出てるんですよ。だからこれだけのことができる。

住 民：来週中に出してください。来週中ぐらいに各戸配布でいいので、皆さんに周知できるようにお願いします。

室 長：わかりました。今、来週末ぐらいまでには出るんじゃないかということなので、出ましたら各戸配布ということでよろしいですか。はい、わかりました。各戸配布というものについては、まず500メートルの範囲かと思っております。

住 民：はい、それでいいです。できたら1キロ範囲も。駅があるので1キロ範囲が本当はいいんですけど。

室 長：基本的に立川市は今この対応は、各戸配付は500メートルでやっておりますので、500メートルでお願いいたします。

住 民：いいですよ。はい。

室 長：次に、パースを見たときに煙突の圧迫があるということがございましたが。煙突については、今回の煙突は59メートル、以前のような100メートルではないということは皆さんご承知かなと思っております。圧迫感があるかどうか個人の感じ方で、私どもも、この中で若干造形を工夫した中でできる努力はしていると考えております。そういうことでよろしく願いいたします。あと次に、煙突の色彩についてのご質問があったかと思っております。この建物の色彩については、実は私ども色彩の専門家、いわゆる景観の専門とされている学識経験者にお話を伺って、どういふふうにするのがこの地域に調和を図るためにいいのかということをお話を伺っております。その中で、この地域については、周りの建物の色感であるとか緑が多い昭和記念公園を見たときには、ベージュ系の色が望ましいんじゃないのかというお話をいただいた中で、このような形としております。この煙突の二色にしているというのは、一色という形もあるんですが、建物が二色になっているという部分もあるということ。上のほうをこれ今回、画面ですので非常にわかりづらいんですが、グレーの予定をしております。グレーというのは、空になじみやすい、圧迫感が少なくなるということかと思っておりますが、なじみやすいので、そういう色がいいですよというようなアドバイスを受けた上でこのような形としております。

住 民：上がグレーで下は何ですか。

室 長：マンセル記号でいうとこの1. 25 Y系統の色になります。

住 民：そればかりだと、記号じゃわからない。マンセルだと。

室 長：ベージュ系の色ですね。ただ、これにつきましても今後立川市景観団体ですので景観審議会に景観の計画届を出して、その中で景観の専門家の先生方からご意見をいただき、それに対する対応をとるということになると思います。基本的には、恐らく今よりも何らかのご意見をいただいて、色彩とかそういうことを含めて、植栽計画を含めて対応を図ることになると思います。

司 会：よろしいでしょうか。

住 民：これ圧迫感については答えてないよね。

室 長：圧迫感は先ほど煙突、パース見ると煙突に圧迫感があるということですが、これについては、どうしても煙突は必要だということ。あとは感じ方もあるのかなということ。あと、私たちも煙突というものが大きな構造物になりますので、できる限り景観との調和は図るような努力はしてまいりたいというふうに考えてますというふうにお答えさせていただきました。

住 民：もともとこういうものつくることわかってないから、だからそういう意味の反対もあるということ。なぜ、ここに持ってきたのという話になっちゃうんだけど。

室 長：反対というご意見はご意見として承りたいと思いますが。先ほどのお話ですと、なぜこの敷地に建設するのかというのを伺いたいという話だったかと思いますが。それをご説明すればよろしいですか。

住 民：立川にだっていろいろな残堀川の北側に公園もあるじゃないですか。自分たちはあんなに立派な敷地を持っているだから、何でそこにもっていかなかったんでしょうか。市域、立川の昭島市、もう昭島市の市域だと言ってもいいくらい、ここは立川に処理場があるんだよ。本当に立川のほうで悩んで今まで住民苦しめられているわけだろうから。何でそういうものを立川市で処理しないの。何で昭島市の市域にまで何で持って来なきゃいけないのということ。

室 長：すみません。きょうは事業概要の説明会になります。従来の説明会でも何で今の敷地に移転したのかという説明をさせていただいたかと思しますので。その繰り返しになるかもしれませんが、一応、その経緯としては市のほうからご説明させていただきたいと思いますが。

まず、ここに決めるまでにはさまざまな検討を立川市は行っております。共同化であるとか、そのほかのもの含めて検討した中で、今回、この立川市の昭島地区で区画整理事業が行われるというふうな形になったということ。その中で都市計画道路等の基盤もできるということがわかったということ。そういうことを総合的に判断した中で、その部分に立川市域があったということも含めて今のところに決まっているということでございます。そのような形でご理解いただければと思います。

あと、先ほど司会がお話させていただきましたが、反対云々というものは皆様そういうお気持ち等もあることは中にはお持ちの方もいるかと思いますが、本日の説明会では、立川市は今回、このような形で施設整備をして行政のごみ処理という行政が負っている義務を果たしていくことを進めていくというご説明会を考えておりますので、その辺につきましてはご了承いただければと思います。

司 会：そうしましたら、次の質問に移らせていただいてもよろしいですか。すみません、ほかの質問ございましたら、挙手のほうお願いします。

住 民：〇〇と言います。先ほど、煙突の高さですけど、100メートルから59メートルになるとのことでした。私、初めて説明会に出まして、すみません。59メートルになったいきさつと、これ59メートルじゃなくちゃいけないのか。もっと低くですね、さっきの圧迫感じゃないですけど、低くしたらだめなのかですね。それを説明していただければと思います。

司 会：それでは、煙突の高さを59メートルよりも低くできないかというご質問でよろしいですか。

住 民：いや、59メートルになったんですけれども。皆さんご存じと言ったんです。私、ちょっと100メートルぐらいがあれかなと思ってたもんですから、59メートルになったのと、今、圧迫感ですからもっとね、例えば40メートルぐらいにできない、ではだめなのかという話です。

司 会：59メートルになった経緯と、根拠と、もう少し低くして圧迫感を低くできないかというご質問でよろしいですか。

室 長：59メートルになったということですが。まず、煙突はごみを燃やしたときに発生する排ガスを大気に放出するものになります。大気拡散効果については、拡散や一般環境への影響や景観や周辺への影響、そのほかにそういうものを考慮した上で決定するというふうに考えております。その中で、煙突の高さを今回決めたときには、まず排ガスの拡散効果については、59メートルでも問題ないだろうという考え方が一つございます。あと、周辺環境について考えたときに、60メートルであれば色彩を例えば赤と白にしたり、航空照明の光るような照明をつける必要があるんですが、60メートル未満であればそのようなものをつける必要もないと。そうすると、最もいいところとして60メートル未満で59メートルとすることによって、拡散効果も十分とれるということ。さらに60メートル以上になってないので、光る航空照明灯ですか、障害灯とかそういうものも設置しなくて済むということで59メートルに設置したという経過でございます。

住 民：すみません。拡散効果、今、一番不思議で私それ一番気になっているんですけど。例えばそれ以上であれば、もっとね、拡散効果じゃないですけど、地域の安全とか汚染関係のあれっていうのは、高ければ高くすれば少ないということですかね。60メートル、59メートル以下だったら100メートルでも同じ効果ということですかね。拡散効果というんですか、今おっしゃったの。

室 長：同じかどうか、今、手元にデータがないので明確にお答えできませんが。今回、環境影響調査したときに、先ほどお話ししたように、今回の施設は厳しい自主基準を設けて行いますというふうなお話をしています。そのときに、その自主基準値で出たものが周辺に与える影響というのは、現状ある汚染物質よりボーダーが桁一つぐらい低いものなので、59メートルでも問題ないだろうと。それよりも100メートルにすることによって、先ほど来、圧迫感があるというのも、59メートルでも当然圧迫感出ると思いますが、そういう中で59メートルで設定しているというところでございます。

住 民：わかりました。施設の圧迫感の問題は置いて、やっぱり地域のね、汚染ね、が一番あれですから、少なくね、何もなければ一番ですから。わかりました。それで59以下だったら影響があるということですね。

部 長：59メートルより下になると影響が出るというより、清掃工場の煙突は、例えば都内23区に行くと150メートルとか200メートルとかで高いんですね、拡散効果というところで。この多摩地域に来ると、大体今議論になっているのが100、次が59なんですね。59メートルはなぜかという、航空の障害灯というのが59メートルで基準が分かれていますので、それがつくつかつかないかというところのぎりぎりの高さが59なので、今は59というのが近隣の団体はふえているというものです。

実際、今回立川市の清掃工場1日120トンという焼却量です。23区では一つの場所で600トンとかですね、500トンとかと燃やします。そう意味だと燃やす量も少ない、いわゆる100トンから200トンぐらいの炉のところがおおむね59メートルの煙突の高さの新しい清掃工場の建設が増えています。恐らく低くすることは技術的にも可能ですし。ただ、そのときに拡散効果というところとの関係性というんですかね。高くしてもらいたいという関係と、なるべく低くしたいというところで今59が、航空障害灯という条件の中で今多くなっているという、そういうところでご理解いただけたと思います。

だから、23区でも江東区ですかね、羽田飛行場の近くの工業団地の中にある清掃工場は、やはり航空法の高さ制限を受けてますので、59メートルより低いという例はゼロではないということですね。ただ、やはり一方では、なるべく高くして拡散したほうがいいんじゃないかというご意見。なるべく圧迫がない航空障害灯が、ちかちかするものをつけないで低くしたいというところのちょうど中間のところは今59というところで。

住 民：そうすると、今後、持ち込み量、今言った量が制限されて、ずっとそのままで行けば、59メートルであれば大丈夫ということですね。

部 長：この整備基本計画というところがスタートになるんですけれども、このときは専門家にも入っていただいて、いろいろ議論した中では、59メートル。ちなみに武蔵野市が2、3年前に稼働しましたけども、そちらも同じ120トンの炉で59メートルということ。その南側で今度三鷹市さんと調布市さんと富士見衛生組合と二つの自治体、そこはちょっと炉が大きいんですけども、そこは逆に新しい炉ですけども100メートルというのですね。やはり燃やす量であるとか、そういう周辺環境との関係の中で、どちらを選択するか。今回立川市は59メートルを選択させていただいたということでございます。

住 民：時間がかかりそうなので、1個1個答えてもらえます。土壌調査をやりましたと、あと不発弾の調査をやりましたと。この辺の下の水系調査とやったんですか。

室 長：環境基本調査の中で行っております。

住 民：水、地下水とかそういうのは余り大きいのは流れてないんです。

室 長：地下水があることについては確認していますが、今回の工事の中では止水性の高い土留めですね、山留めをすることによって影響がないという評価になっております。

住 民：はい、了解です。14ページの厳しい基準ってあるんですよ。かなり10分の1以下とか、さっき説明もあったんですけど。これ、基準が厳しければ厳しいほどいいと、当たり前ですね。全部ゼロにすればいいんですからね。ところがそうはいかな

いと。なぜ、法規基準よりもかなり厳しい基準になっておりますけども、ここに決めた判断があると思うんですけど。それさっき部長も言ってるベンチマークで決めたのか、それとも技術的にもうここがミニマムですよと決めたのか。どうぞ。

室 長：まず、他団体のものを一つの指標としては考えております。その中で基本的に厳しいところにあわせているような形にも設定の仕方になっております。ただ、単純に数値だけ見たときに立川市は非常に厳しいんですけども、さらに炉のサイズによって実は法令基準の認められているものがあるんですが。立川市の炉は60トン炉、60トン炉の場合は本来法定基準は大きな炉よりも緩いです。ただ、立川市はそれよりも大きいもののスタンダードな基準をベースにして決めさせていただいております。

住 民：はい、了解。

司 会：あと何点ぐらいのご質問でしょうか。

住 民：あと、6点ぐらい。

司 会：もし、よろしければ、他に質問をしたい方もいらっしゃるようなので、一旦ほかの方にお渡しいただいてもよろしいでしょうか。

住 民：ああ、そうですか。じゃあ、これ渡します。

住 民：近隣に住んでおります。よろしく申し上げます。法務施設の受け入れも最近昭島ではありまして、それもあって近隣住民と行政とのうまく調整がとれずに、何となく行政ペースで進んでしまうということに、ちょっと反感を持っている部分があって。今回のお話も立川から降ってきたということで、なかなか受け入れがたいところがあるところがあります。

ごみ施設というのは突然昭島・立川市民にかかわらず、出すものなので、ごみの施設、処理施設というのは必要なものだと思うんですね。今回のごみ焼却施設に関しても、やはり何らかしらのデメリットとメリットというのは併存していると思うんですが。メリットとして、やはり昭島もごみを今、八王子の付近で焼却をしているんですけども。なぜ八王子よりなのかというご意見も八王子のほうからはあると伺っております。将来的には昭島のごみも昭島に隣接した施設なので受け入れていただくような協定というか、要は地元に戻元があるという形も検討していただけるのかですね。それを今の段階で伺っておきたいことと。

プラスのメリットがないのかなというのは考えておまして。あそこは実は昭和記念公園の多摩川上水口に隣接してまして、とてもすてきな場所なんですね。記念公園がせっかくあるんですけども、泊まりで遊ぶファミリーに宿泊施設というのが近隣にないので、ぜひ、あそこはキャンプ場とかそういったファミリーが憩えるような場所をつくってもらえたらいいのになと以前から思っております。ぜひ昭

島だけ、立川だけではなく、ほかの方にもメリットがあるような共有できるような施設も検討していただきたいという希望を持っております。

あとは、煙突の圧迫感があるということだったんですけども。間違いなく煙突はランドマークになると思うんですね。あの煙突がある市、まちという形で、プラスのイメージをつくることも十分可能だと思うんです。最近ではドラマですとかでロケーションサービスとして、シチュエーションを提供するようなサービスも立川もありますし、昭島もありまして。ここ、あそこだよねということで、非常に近隣住民としてはうれしいこともありますので。ぜひ、そういったランドマークとしての一考も。黄色い奇抜なような色にしちゃうと、やっぱり精神的に嫌だなということもあると思うんですが、なじむばかりではなくて、すてきだなと思えるようなデザインというのも一考として考えていただければと思います。その際に、プロの方ってやっぱり市民とはまた違う感覚を持っていらっしゃると思うんですよ。精神的になじむとか、周りに調和するとか。幾つか案を考えていただいて、立川にかかわらず、昭島市民もどれがいいかなということで、アンケートをとっていただけると、やはり愛される煙突、愛される施設ということになっていくのではないかなと思います。

最後になるんですが、ごみには興味を持ってまして、なるべく削減するように、出さないようにというふうに考えているんですね。やっぱり、全体的に見ると、まだごみって改善の余地がたくさんあって、もっと量を減らしたり、きれいな状態でリサイクルしやすいように出したり、まだまだできると思うんです。まだまだごみの量って減らせると思うんですね。できた余力で例えばほかの昭島市のごみを受け入れてくださるとか、今後も削減に関してはどんどん啓蒙活動も含めて力を入れていっていただきたいというのはお願いします。

あと、さっきキャンプ場という話があったんですけども。高齢者福祉とか、あとは防災の拠点としてということで、プールとかそういったことがあると、水もためられますし、いざというときはお風呂として活用できるような施設も考えていただくと非常に地域に関して還元があって、愛される施設という一面も、より一層大きくなっていくのではないかなと思っております。ぜひ、計画に関しては来年の6月に説明ということではなく、ぜひ、市民の意見も取り入れて計画していただければと切に思います。以上です。

室長：一つずつお答えします。まず、昭島市のごみの受け入れ、将来にわたってどうなのか。正直今の段階では何もないですし、私どものごみの炉は1日焼却能力120トン、これは立川市のごみでいっぱいです。ですので、今、そういう計画はないということでご理解いただければと思います。

次に、北の広場を共有して皆さんが使えるというふうなお話が、何か考えてもらいたいというお話があったかと思えます。この部分については、昭島市さんと、こ

の敷地については昭島市域と書いてありますが、この部分について、ここの整備をするに当たって、施設はおさまるんですが、整備基本計画等の中で防災機能を持った防災拠点と何かあったときにしたいんだと。あとは環境学習もしたいんだ、さらに周りも含めた環境もよくしたいんだということを書いてあるんですが、それをするためにはここだけではなかなか厳しいですよという話がありまして、昭島市さんにお話をして、こちらを昭島市さんが使わないのであれば、取得していきたいんだというお話をして、国から今回は無償貸し付けという形で今いただいています。その中で昭島市さんが出した条件というのが、この部分は緩衝帯と緑地と防災機能を持ったオープンスペースを整備してくださいね、こういうごみ処理の施設については、こちらにはつくらなくてくださいねというようなお約束になってます。

私ども今後検討していくのは、まず、一つは先ほどお話ししたこの施設として防災機能というものを考えたときに、ここにどういうオープンスペースがいいのか。もう一つは、ここに先ほど来言っている環境学習としてごみの処理についてしっかり学んでいただきたいですよ。今回は年に1回、事業者にもイベントしてくださいと、行政も環境学習のためのものでやることを予定してますと。そういうときにこういう部分を使うことが想定されるので、そういう形を含めた中で、立川市のほうでそういう計画踏まえた中での施設整備を考えていきたいと思ってます。

ただ、防災というふうな話がありますので、その部分については私ども立川市の防災課がある。また、各市地域防災計画というものを持っています。そのときに、この施設を地域防災計画では災害発生時の応援職員の受け入れ拠点として検討するとなっています。そのときに何が必要になるのかというものは、もう一度改めて整理をするに当たっては、防災課の考え方も聞きたいという話をしております。当然、昭島市、立川市ここに限らず一時避難所については防災協定のようなもの結んでますので、そういうことを踏まえた中で私どもの防災課には、昭島市さんにも当然その辺について、防災機能のあり方については相談する必要があるんじゃないかというふうなことは、私どもの防災課のほうには申し伝えてございますので、今後、そういうことを踏まえた中で整備していきたいなと思います。

あと、煙突がランドマークになるんじゃないのかというお話。圧迫感があるけど、つくり方によったらよくなるんじゃないのかというふうなアドバイスというかがご助言いただいたところかなと思います。実は、今出ているこのものについては、当初、事業者が出したものと若干色彩等細部の造形とかが変わってます。当初、事業者が出したものは基本白とグレー系の建物でした。それに対して、周辺等考えたときにどうなのかというふうな話があった中で、色彩とか造形の先生に伺ったところ、都会だったらいいですよと、白でも。オフィス街だったら。ただ、こういう周囲が緑があったり住宅地があるようなところにそういうものをやるのは、どちらかというかと余り合わないかもしれないですねと。じゃあ、どういう色がいいですかと言っ

たところが、先ほどちょっとマンセル値なんて話したんですけど、先生専門なので、簡単に言うとベージュ系の色を使うといいんじゃないですかねと。煙突について圧迫感というものとかそういうものがでてますよと言ったときには、色は空になじませたいのであれば、白じゃなくてグレー系とかそういうほうがいい。ただ、そのときにも、ここにベージュ系の色が入っているので、その色味を若干持ったような色味をこういうところに使うと、少しやわらかい雰囲気になるんじゃないですかというご意見をいただいています。

あと、当初、単純な真っ平な煙突だったんですね。ここにスリットが3本入れるような形になってます。それを入れることによって、面が小さく見えるという効果が期待できるんじゃないのかというふうな話もあって。それは一回、先生に聞いたら、そういう考え方もあるよと、それは悪くないねという話があったので、今、そういうような造形にさせていただいています。

これは、都市計画道路から入っていったところの建物。これごみ処理施設なので、ごみが何キロ入ってきたかはかる計量棟というものが今予定されているんですけど、当初、こういう形じゃなくてですね、もっと事務的なものだったんですが、この辺にルーバーとかちよっとものをつけて、少しやわらかいような形にするのであるとか、そういうことは実は、今考えてこの中でできそうだなということはいろいろ考えてはいます。

今回、植栽計画については、郷土種を使って大きな木とか小さな木をバランスよく植えることによって雑木的になるんで、そういうふうにするると景観的にもよくなるんじゃないですかというアドバイスいただいています。景観審議会に見てもらいながら、細部については決めていくようになるのかなと思います。

あとは、煙突の色のアンケートというのはちょっと、ご意見としては伺います。なかなか難しいのかなとは思っております。

あと、プール云々、これ何かというふうなお話がありましたが。昭島市域は先ほどお話したように、オープンスペースという形になっています。資料の中にはお湯とか電気の取り出し口を2カ所つくりますというふうに書いてあります。それは何かあったときには真っ暗になってしまうと困るので、そのために電気が取り出せるようにしているということ。あとお湯の取り出し口を2個使っているということ。それは、ここの工場が災害時であっても動いていれば、そこの電気を取り出すことによって、ここで何かができる。あとお湯を出すことによって、そのお湯を使うこともできるということで、お湯と電気はいつでも出せるような準備はしているということは計画していますので、その用にご理解いただければなと思います。

以上でございます。

住 民：すみません、重ねての質問……。

司 会：今の関連で。じゃあ、1問だけよろしいですか。ほかに待っている方もいらっしゃるのでは。

住 民：すみません、前向きなご回答ありがとうございました。一つだけ。そういった意味では、先ほど私が申し上げたキャンプができるような施設というのは、防災時にも併用できる、展開できるようなキャンプが入れるんじゃないかと思うんですけど。そういったことでもぜひご検討をいただきたいと思います。

室 長：実は、先ほど話しているとおり、ここは一般の方の避難というよりも、どちらかというと災害したときに立川市に多分昭島市さんもなんですけど、その地方に災害復旧の応援であるとか、罹災証明の発行であるとか、そういうための職員を派遣するんですね。そのときに、その受け入れ拠点が大体ないので、基本的に今立川市の防災計画では、ここの部分については、そのような活用。この防災空地を含めてそのような活用を地域防災計画の中で整理していくようになるので。ここをデイキャンプとかそういうようなことというのは、正直難しいのかなと思います。ごみはこういうふうな形で入って、この部分については通常オープンスペースになってますが、じゃあ、大きなイベントをね、一般の市民の方にお貸ししてやるというのは、なかなか難しい。ただ、あいているので、近所の方が昼間来ていただいてくつろげるような空間にはできればなどは思っています。その辺でご理解いただければと思います。

住 民：今おっしゃったように近所の方がちょっと行けるようなスペースということですよ。それと一般の人が行ってちょっと、例えば近所の子供たちを集めてキャンプ、テント張ってそこで寝るとかということも含めて、防災的な準備も含めてですね。そういったことは立川市民の方にとってもメリットだと思うんです。なので、行政的に無理ということは当然わかるんですけど、行政的に無理というたがねを外していただいて、物理的にどうかというところでぜひ柔軟なご検討をいただきたいと思います。

室 長：先ほどから防災、ここの活用については防災課と協議しているということなので、防災課と協議しながら何ができるのか、近くに公園等もあるので、そういうことをひっくるめて、今あったご意見は記録には残したいと思います。

ごみ対策課長：すみません。あと一つ。今のご質問で、ごみ減量についてのお話もあったかと思いますが、回答させていただきます。1点だけ。清掃工場が完成した後のごみ減量というお尋ねがあったと思います。ままするとですね、新しいごみ処理施設ができると、その点、気持ちが緩んでごみがふえてしまうということは経験則的にございます。今、ごみ処理基本計画の策定作業をしています。これは令和5年までの計画なんですけれども、その間に新清掃工場ができます。できた後も、さらに手

を緩めずごみをごみの減量を図るため。今、戸別収集有料化以後ですね、ごみふえてないんですね。少しずつ減っているんです、まだ。ですから、それがずっとトレンドとして減っていくようにですね、何ができるのかというのを市民の方も入って検討しているところですので。気持ちを緩めずにですね、ごみは減らしていきたいというふうに思っております。

ただ、今回の清掃工場ですね、処理能力が120トンということなので、どこまで減らせればほかの自治体さん、昭島さんとかですね、受け入れられるかというのは、今の段階ではお答えできませんけれども、減らしていくんだぞという、そういった気持ちは十分持って臨んでいきたいというふうに思ってます。

住 民：気持ちはすごくわかったんですけど、ぜひ具体的な数値で目標を定めていただいて、それこそ半減以下でもできると思うので、やっていただきたいと思います。

ごみ対策課長：目標の数値については、市長の公約になっています。平成19年度のレベルの50%減量を目指していますので、それを達成できるように頑張っていきたいと思っています。

司 会：すみません。時間がちょっと押しております。あと、2、3名の方でご質問のほうは締め切りたいと思うんですが、今の段階で他にご質問のある方はいらっしゃいますか。お二人ですね。そうしましたら、まずは黒地に白のラインの入ったこちらの方、お願いします。

住 民：ちょっと心配なのが、31ページのごみ収集車の出入りが、月曜日から金曜日までが8時から16時、あと土曜日が8時から12時と書かれているんですけども。大体、立川市としては、ごみ収集車が何台ぐらいあるのかということとか。あと、東大和なんですけど、そこの近くの公園とかでちょっと遊んでいたことがあるんですけど、ごみ収集車がもうひっきりなしに来ていて、すごいにおいなんです。においが、もうこの半径500メートルどころじゃなく、広範囲にわたってにおいが拡散するかと思うんですが。その収集車を最新のものにしていだけるのかとか、台数ですとか。このにおい対策というのはどうしていだけるのかなというのがちょっと心配なので、答えていただけたらありがたいです。

司 会：ただいまの質問ですけれども。清掃工場に入ってくるごみの収集車の台数がどのぐらいになるかということ。収集車ににおいの対策は何かしておるのかどうかということ。

住 民：もう一つ、昭島市のところを通るのかどうかというのは、通っていただきたいくないので、収集車が昭島市を通らずにごみ処理のところに入っていだけるかというのを。

司 会：加えてごみ収集車のルートとして昭島市の道路は入ってくるのかどうかということでもよろしいですかね。

室 長：まず、ごみ収集車としては120台程度になるかと思います。そのほかに、一般の方の持ち込みなどが40台から50台程度あると思うので、あわせると170台程度になるかなと思ってます。

あと、においということなんですけれども、私どもの今準備室というところは、今の清掃工場の中に事務室がございます。立川市の清掃の収集車で外部ににおいがすごく漏れるというのは余り感じないので、余り影響はないかなと思ってます。施設については、ごみを一回ためますけども、そこに扉もついて、表に漏れないような対策であります。あと、先ほどごみピットというところに落とすときにプラットフォームに入るといふふうにお話させていただきましたが、その扉も二重になっているとかしておりますので、外部へのにおいの漏れは非常に少ないと考えています。これは環境影響調査でも敷地、基本的には基準内におさまるといふふうな話になってます。影響は出ないだろうとは思っております。

司 会：よろしいでしょうか。

住 民：ルートは。

室 長：すみません。昭島市の道路でもいろいろな道路の種類があると思います。東京都の管理している広域的な道路については、通過する場合もあるのかなと思います。ただ、いわゆる一般の生活道路については、現在は通ることは考えてございません。

住 民：ルートとか、計画段階なのでなかなかですけど。ある程度のものが示されれば、それをちょっと教えていただきたいというのと。あと、もしにおいの面で感じるものがあつたら、それは要望として今後受け入れていただけるんですね。対策というんですか。稼働した後にですね。やっぱりにおいがやっぱりするんだよという声とかね。

室 長：まだ始まってないんですけども、随時、こういう状況だということを、お声をお届けいただいて、できる対応をしていきたいと思っております。今の工場でもそういうことがあつた場合には対応をとっておりますので、よろしく願いいたします。

司 会：続いて、そちらの女性の方。ご質問お願いします。

住 民：2点ありまして。仮設備のイメージは34ページでご説明があつたんですが。騒音とか振動とかの表示はあるようなんですが、環境に対する表示はありますか。

それと、あと工事会社がグループということで2社の共同体ということなんです。その落札というのは入札額だけの選考なんですとかね。何社ぐらい入札があつて、例えば同額であればこちらがどういうことで選ばれた、契約を締結するとか、そういうものがあれば教えていただきたいんですが。

室 長：まず、環境に対する表示で、工事中は、振動、騒音になります。本体稼働時には、そのほかの排出ガスの表示については行う予定で考えております。

あと、入札についてですが、今回私どもは3グループからの入札になっております。一つは、今回落札されました荏原環境プラントさんを代表企業としたグループ、もう一つは日立造船さんを代表企業としたグループ、もう一つが三菱重工環境化学エンジニアリングを代表企業としたグループとなっております。結果的に荏原環境プラントさんのところが落札率が一番低い金額でしたので、荏原環境プラントさんが事業者として決定したという経過になっております。

司 会：よろしいでしょうか。ありがとうございます。じゃあ、最後の方ということで。

住 民：これだけ質問があるわけだから、これは来年度の何月とか言わないでさ。これ書いてあるけど。多目にとって12月ぐらいにやるとかさ、それちょっとしてくださいよ。ここに書いてありますね、2020年6月予定してますって。こういうの長いスパンやらないでさ、もっとあなたたちも決めるたびに市民の声聞きなさいよ。だから、この日程を考えなさいと言っているわけ。

室 長：本日は、立川市はこの形で事業を進めていきますということ。それに当たって、今までの経過をご説明させていただいたのと、ここで準備工事に入りますので準備工事で車も通りますと。周りにも仮囲いしますということをご説明させていただきました。その後、もう工事してますと新しい話というのは正直出てこない部分もあるので、ただ、次の本体工事のときには基本的な形で建物とか、あと工事用車両がいつどのくらい通るかということもご説明できると思いますので、そのタイミンが来年の6月なので、来年の6月という形で次の説明会を設定させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

住 民：もうちょっと手前でやったらどうですか。

室 長：申しわけないですが、今のところその予定はございません。事業の節目という形でご説明をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

閉会

司会より問い合わせ先等の説明及び閉会

司 会：それでは、時間のほうもまいりましたので、ここで説明会のほうを終了させていただきます。

本日お配りした資料の最後に、担当として新清掃工場準備室の連絡先を記載しております。今後、事業に関するご質問等ございましたら、こちらの連絡先のほうまでお問い合わせください。また、ホームページでも当準備室にメールでお問い合わせをすることもできますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。